

電気通信紛争処理委員会（第251回）

1 日時

令和7年6月12日（木）10時00分～

2 場所

8階第1特別会議室（Web会議システム（Webex）を併用）

3 出席者等（敬称略）

（1）委員

田村 幸一（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、
小川 賀代、小塚 莊一郎、中條 祐介（以上5名）

（2）特別委員

大雄 智、柴田 潤子、白山 真一、宮田 純子、葭葉 裕子（以上5名）

（3）総務省

総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課長 飯村 博之

（4）事務局

事務局長 山碕 良志、参事官 小原 弘嗣、上席調査専門官 岩坪 昌一

4 議題

（1）電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律について【公開】

（2）あっせん申請の受理について【非公開】

5 審議内容

(1) 開会

【田村委員長】 ただいまから第251回電気通信紛争処理委員会を開催します。皆様にはお忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は委員5名に出席いただいております。定足数を満たしております。また、特別委員5名に御出席いただいております。

御質問や御意見等の御発言がある場合には、会場は挙手をしていただいて、指名した後に座席にあるマイクをオンにして御発言をお願いします。ウェブ参加は挙手機能でお知らせいただきまして、指名の後にカメラとマイクをオンにして御発言をお願いします。

それでは、お手元の議事次第にしたがいまして、議事を進めてまいります。本日の議題は、議題1としまして、「電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律」について、議題2としまして、「あっせん申請の受理」についてとなります。議題1は公開の議事ということになりますが、議題2につきましては、当事者又は第三者の権利・利益を保護する観点から、当委員会運営規程第16条第1項の規定により非公開としまして、議事録及び資料につきましても、同規程第17条第1項及び第18条第1項によりまして非公開とします。

(2) 議題：電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律について【公開】

【田村委員長】 それでは、議題1の「電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律」につきまして、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課の飯村課長から御説明をお願いします。飯村課長には、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

【飯村事業政策課長】 事業政策課の飯村です。

それでは、先月成立しました電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律について御説明します。

1 ページがNTTグループの概要です。NTT持株会社の下に地域通信を行うNTT東西、モバイル事業等を行うNTTドコモグループ、それからグローバル事業を行うNTTデータグループがあります。NTT法の適用対象については、この背景が青になっている会社、NTT持株会社とNTT東西となっております。売上高については、グループ連結で14兆、このうちNTTドコモグループで6兆、NTTデータグループで5兆弱、NTT東西で3兆ということで、6、5、3という形で分配されている状況でございます。

2 ページがNTTグループの変遷です。1985年4月に電電公社が民営化されて、NTTは設立されました。その後、1999年7月に持株会社制となりまして、固定通信については、地域通信を行う会社が東西に分割され、長距離通信を行う会社としてNTTコミュニケーションズが設立されたところです。その後、2020年12月、持株会社がドコモを完全子会社化し、先月、NTT持株がNTTデータグループについても完全子会社化の方針を発表し、現在、TOBが行われているという状況でございます。

3 ページが、NTTの通信インフラの公共性・重要性を表した資料です。この部分が、NTT法がなぜ必要かということを表した理由の一つとなっています。NTTは、全国規模の線路敷設基盤、電柱、管路等を保有しておりまして、例えば、電柱については約1,200万本、地下にある管路については60万キロ、局舎については7,000ビル、こういった基盤の上に、光ファイバであれば110万キロ、メタル回線であれば100万キロの回線を設置し、これを自社のサービス提供に用いるほか、左下に基地局の絵がありますが、この基地局のバックヤードについても、NTTの電柱の上にある光ファイバを用いて提供されておりますので、NTTの通信インフラについては、携帯電話を含めて我が国の通信全体を支える公共的役割を担っていると、そのような状況でございます。

4 ページが、そういったNTTの公共的な役割などを踏まえまして、NTTの在り方などについて、一昨年の8月から審議会で議論をしてきたところです。昨年2月に一次答申、今年2月に最終答申ということで、二つに分けて整理をしてきたところです。一次答申については、速やかに実施すべき事項について昨年4月の改正NTT法で措置をし、最終答申については、継続検討とされた事項として、ユニバーサルサービスの確保を中心として改正法で措置をしています。加えて、この改正法においては、特殊詐欺に電話番号が悪用される状況が増加していますので、この対策として、番号制度の見直しについても審議会で議論してきた内容について措置したというものです。

5 ページが第1段階の改正法、昨年5月に成立した改正法の概要です。国際競争力の強化をキーワードとした上で、①では、NTTでは現在IOWNというオール光ネットワークの研究開発を推進しているところですので、NTTの研究開発の自律性をさらに高める観点から、研究に関する責務を廃止しています。また、グローバルな経営をより可能にする観点から、従来、外国人役員は一切認められていなかったのですが、代表取締役への就任や、役員の3分の1以上を占めることを禁止する規制に緩和することで、外国人役員の登用を可能とするといったものです。さらに、5番目の商号についても変更できるようにしたことを受けまして、先月のNTTの決算発表の場において、NTT持株において1人の外国人役員の登用と、商号については、この米印にございますように、現在はNTT持株会社で日本電信電話株式会社、東日本については東日本電信電話株式会社、西日本は西日本電信電話株式会社なのですが、これらについてそれぞれ、NTT株式会社、NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社に変更する方針を公表しているところです。

6 ページが最終答申で整理された事項をまとめたものです。ユニバーサルサービスについては電話とブロードバンドに分けて整理し、公正競争、国際競争力、それから経済安全保障についてはNTT法の外資総量規制を維持するという方向で整理をしています。また、NTTに関する担保措置については、NTT株式の政府保有義務を中心とした現在の骨格を維持するという形で整理がされているものです。

7 ページは、この答申を踏まえて先月成立した改正法の概要です。ここでは4点に整理しておりまして、一つ目がユニバーサルサービスの確保、二つ目が業務範囲規律の見直し、3点目が通信インフラの維持・確保、4点目が番号制度の見直しです。それぞれこの後のスライドで説明があるのですが、3の1ポツにつきましては、後続のスライドに記載がございませんので、こちらで説明させていただきますと、NTTの線路敷設基盤、先ほど申

し上げましたように大変公共的な役割を持っていますので、これについて安定的な提供維持を確保するという観点から、今回、譲渡等を認可の対象としたというものです。

1点目のユニバーサルサービスの関係については、次の8ページ以降で説明をいたします。このスライドは、現在のユニバーサルサービスに関する制度を電話とブロードバンドに分けて、電気通信事業法とNTT法の関係規律をまとめたものです。

電気通信事業法の関係では、電話、ブロードバンドともに大きな差異はございません。サービスの適正な利用を確保する観点から、契約約款の届出義務や、役務提供義務などを課すとともに、不採算地域のエリアカバーを確保する観点から、そういった地域でサービス提供してもいいと手を挙げた適格電気通信事業者に対して、不採算地域でカバーするためのコストを関係事業者が拠出する負担金を原資として交付するといった仕組みで、不採算地域のカバーを促進するという形の制度を設けているところです。

ただ、この仕組みの問題点としては、手を挙げる人がいない地域があった場合にはカバーできないという問題がありますので、電話についてはNTT法でNTTに対してあまねく提供する責務を課すことによって、事業法とNTT法の両輪でエリアカバーを図っているという状況でございます。他方、ブロードバンドについてはそのような責務はございませんので、未整備地域の解消がなかなか進みにくいといった状況にございました。

このため、今回、ユニバーサルサービスについては責務の見直しを中心に制度の整備を行ったところです。電話については、現在、あまねく提供責務ということで課されておまして、これは何かと申しますと、この平行四辺形にA社、B社と書いていますが、例えばA社が提供している地域、B社が提供している地域が緑のところだとすると、それ以外の地域とA社、B社が提供している地域も含めてNTTさんは提供する責務を負うと。全地域、全部提供しなきゃいけませんという責務だったんですが、見直し後においては、右側の絵にございますように、A社、B社が提供している地域については、NTTさんは責務を負わなくていいと。誰も提供していない地域のみ責務を負うという最終保障提供責務というものに、電話については見直すことにしています。

この背景としては、11ページに少々まとめておりますが、昔からあるメタル回線については、NTTは2035年、今から10年後には維持限界を迎えるので撤去しなくてはならない状況にあることを表明しています。このメタル回線の撤去という観点で申し上げますと、この折れ線グラフでいくと契約数が2035年に500万残るという状況になるのですが、その状況でこのメタル回線のサービスがなくなりますと社会的に混乱が生ずる

おそれもありますので、こういった500万の利用者をなるべく早く代替サービスに移行させるといったことが必要となります。

加えて、ユニバーサルサービスの観点から申しますと、あまねく提供責務が残ったままこの状況になりますと、利用者数は減っていくのですが、どこかでこの提供を求める人が現れた場合には提供をしなければならないので、このメタル回線の設備を全国的に維持し続けなければならないということで、コストがかかったままになります。他方、契約数は減っていきますので収益はどんどん減っていくということで、構造的に赤字が拡大するという状況にありまして、2035年度には年で900億円の赤字が出ると試算されております。これについては、先ほど申し上げた交付金で補填するという仕組みになっていて、関係事業者の負担から今は利用者へ転嫁された形で番号単価は数円で国民負担になっておりますので、この国民負担の増加を回避する観点からも、電話のユニバーサルサービスについては効率的な提供を確保することが必要になるという状況でございます。

このため、先ほど述べたように、このA社、B社という人がやる地域においては、NTTの責務を免除するという形にする必要があるのですが、他方、固定電話についてはNTT以外になかなか提供している他事業者がいらないという状況にあって、A社、B社がいるのかという話もありますので、今回、無線の積極的な活用ということを行っています。スライドにあるようにモバイル網固定電話というものがありまして、これは家の中で従来の固定電話機がそのまま使えるというものになります。他方、家の中にある専用の機器によって携帯電話の基地局から来る電波を受けて、従来どおり固定電話としては使えるのだが、バックヤードのネットワークは無線であるといったネットワークを使った電話というものを新しくユニバーサルサービスに位置付けることによって、こういったサービスを提供するモバイル事業者とNTTが連携して提供することで、電話の効率的な提供を確保することになっています。

9ページの下側、ブロードバンドについても同様で、特に西日本地域を中心に、ケーブル事業者や電力系の事業者のみがサービス提供する地域もありますので、そういった地域はそのような方に委ねた上で、未整備地域についてNTTが最終的に責務を負うという形で、効率的にブロードバンドの全国提供を確保するという仕組みにしているところです。

一番下の米印ですが、NTTがそのような責務の履行をする際に、例えばケーブル事業者等の局舎に設備を置かせてほしいとか、様々な協力をして効率的に提供を行いたいという申出をした場合に、なかなかその協議が整わないという場合も想定されますので、そう

いった場合については、あっせん・仲裁、裁定といった形で、本紛争処理委員会に関する事務についての追加も併せて行っているところです。

13ページが、2点目のNTTの業務範囲の規制の緩和です。現在、NTT東西の本来業務については、左下にございますように県内通信に閉じています。理由としては、再編当時、距離別の料金、市内料金とか長距離料金というのがありましたので、県間通信、長距離通話については、競争を促進する観点で、ラストワンマイルを独占するNTT東西にはやらせないという形で、県内通信に限定する県域業務規制というものが設けられておりました。現在、電話についての距離別料金はございませんので、時代に即した見直しということで、この県域業務規制については撤廃することになっています。

右側が活用業務、これは本来業務以外の業務です。これについては現在、本来業務への支障、あるいは公正競争への支障がない範囲内で、個別の事前届出によってできるようになっているんですが、近年、DXの進展等によって地域でICTをソリューションとして様々な課題解決に使いたいというニーズがある中で、そういったものを機動的に実施するという要望を踏まえて、今回、ある程度この実施基準というものをつくって、それに則ってやることを担保した上で、個別届出は不要とし、事後検証で行うという形の規制緩和を行っているところです。

14ページが、その規制緩和に伴って公正競争上の弊害が出るといった懸念に対するセーフガード措置を整理したものです。例えば、この左上の箱のところで行きますと、今、役員兼任の禁止がありますが、これに加えて、NTT東西とその間の情報のファイアウォールを徹底する観点から、特定のグループ会社との間の在籍出向を禁止とか、あとは通常の条件に比してグループ会社を有利な条件で取り扱う、こういったことを禁止する規制を法定化するとともに、右下のグループ内事業者について、現行制度は大きなグループ会社がグループ外の大規模事業者と合併する場合には、公正競争上の観点からチェックする仕組み、登録の更新の仕組みがあるのですが、グループ内の事業者の合併についてはこれまででございましたので、例えばNTTドコモとNTTデータ、そういったグループ内の大規模事業者同士の合併についても、公正競争上の問題についてチェックできるようにする観点で、新たにそういったものについての制度整備を行っているものです。これらの仕組みについて、一番下を書いてあるとおり、規制の遵守状況等について毎年チェックした上で、規制の見直しにつなげるPDCAサイクルについても、今回の法改正において法制化しているものです。

15ページからは、3点目の通信インフラの維持・確保の関係です。現在、電気通信事業者がそのエリアを拡大する際には、例えば電柱を立ててその上に回線を設置するといったことで、電柱等を立てるために他人の土地を使用することが必要となります。この際、他人の土地が利用できないとエリア拡大ができませんので、現在の事業法においては、電気通信事業者であれば認定を受ければ他人の土地の使用を簡易な手続でできるといった公益事業特権を受けることができることとなっております。

16ページなのですが、モバイル事業を中心として、不採算地域をカバーするときにMNO4社がばらばらに鉄塔を立てるのではなくて、誰かが立てた鉄塔に相乗りするといった、相乗り鉄塔を立ててそれを提供する事業、インフラシェアリング事業というのが最近現れている状況でございます。ただ、そのインフラシェアリング事業については、鉄塔を貸し出す事業で、電気通信事業ではございませんので、先ほど申し上げましたような他人の土地を借りる特権の付与を受けることができないという状況にございました。このため、今回、インフラシェアリング事業者についても、認定を受ければそういった公益事業特権を付与することでインフラシェアリング事業の推進を図っていきたいというものです。この際、一番下のところでございますように、鉄塔を立てるインフラシェアリング事業者から携帯電話事業者が鉄塔を借りようとする場合の協議が整わない場合や、はたまたインフラシェアリング事業者が他人の土地を利用する場合に土地の所有者との間で協議が整わない場合も想定されますので、そういった場合に備えて、あっせん・仲裁、裁定に関する事務について、これも今回、本委員会の事務として追加する改正を行っているところです。

18ページからは、4点目の番号制度の見直しの関係です。現在の特殊詐欺で用いられる欺罔手段の8割近くは電話ということで、電話の特殊詐欺対策が急務になっているという状況でございます。その番号についてはどのような形で事業者に割り振られているかというと、この右下の絵でございますように、電話のサービスをする事業者については、総務大臣から認定を受ける必要があります。認定を受けて番号をもらうわけなのですが、もらった番号については、この1台目の事業者がさらに下の事業者に卸すことによって転々流通することが可能な状況でございます。そういった過程の中で、不適切な事業者がその番号を特殊詐欺グループに提供し利用されているといった実態が今現在あるところです。

このため、今回の改正においては、まず、そういった人が認定を受けている状況を改善したいということなのですが、現行制度は電気通信事業法とか通信関係の法令に違反した場合は欠格事由としてあったのですが、詐欺罪等の刑法犯については、これを犯しても認

定を取り上げられなかったという状況にございましたので、こういった刑法犯についても欠格事由に追加することで、認定の取消しを可能としました。加えて、先ほど申し上げましたように、その番号が転々流通する際に、卸を受ける側が総務大臣の認定を受けていない、そのような事業者に対しても番号を卸しているという場合もありましたので、今回、番号を卸す側が卸す際に、卸先がしっかり総務大臣の認定を受けているかどうかについて確認させることで、不適切な者に対して電話番号が流通することを防止するといった制度整備も併せて行っているところです。

説明については以上です。

【田村委員長】 ありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、委員の皆様、特別委員の皆様から御質問等ございましたら御発言をお願いします。 宮田委員、どうぞ。

【宮田特別委員】 御説明ありがとうございました。

少々理解不足なのかもしれないのですが、9ページで説明していただきました、電話のA社とB社とNTTで、モバイル網を利用することについて質問です。モバイル網を利用することは無線環境になるので、どの会社がどこエリアかということが曖昧になるのかなと思うのですが、そのあたりについては何かルールが決まっているのか、教えていただきたいです。

【飯村事業政策課長】 まさに先生おっしゃるとおり、無線は目に見えないので、どの地域までカバーしているかということについて我々は正確に把握しているわけではないので、今回の制度整備の中で、例えばこのモバイル網固定電話であつたら、そういったものを提供している事業者から、どこの地域で提供しているか、例えば市町村単位も含めて細かに把握した上で、この地域は提供しているとか、この地域は提供していないということについて、基礎的電気通信役務台帳というのを新しく制度で作っています。各単位ごと、例えば市町村ごとに、この地域においてはどんな事業者が提供しているかということについて、一覧できるような台帳を作った上で、誰もいない地域をしっかりと確認できるという仕組みも併せて整備することで、この仕組みが動くような形で整えているという状況です。

【宮田特別委員】 ありがとうございます。なかなか把握するのは難しい領域だと思いましたので、また併せて整備する必要があるかと思いました。ありがとうございます。

【田村委員長】 ありがとうございました。ほかに御質問等ございましたらどうぞ。

それでは、三尾委員、どうぞ。

【三尾委員長代理】 御説明ありがとうございます。

11 ページに、メタル固定電話の円滑な移行という表がありまして、2035年に500万が残るという想定をされていると思うのですが、今回の改正によってこの数字というのはどのぐらい改善されていくという予想になっているのでしょうか。

【飯村事業政策課長】 質問ありがとうございます。結論としては、具体的な数字は今ないという答えになってしまうのですが、ただ、NTTに、先ほど最終答申を今年2月に出したと申し上げましたが、その中で具体的に移行計画を作ってくれということをお願いしており、そこでその代替サービスがどんなものがあるか、どんな形で既存のメタル回線を巻き取っていくのかということについて、考え方を整理してもらっていて、速やかに出してもらうことになっています。そういう中で、どういう形で移行させていって、それがどのぐらい減っていくイメージなのかということも含めて、より具体的なことが明らかになっていくと思いますので、それを踏まえて利用者に支障がない形で取組を進めていく必要があると考えています。

【三尾委員長代理】 ありがとうございました。了解しました。

【田村委員長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、白山委員。

【白山特別委員】 御説明ありがとうございます。

8 ページから9 ページにかけて、ユニバーサルサービスの責務の見直しということで、ユニバーサルサービスに係る交付金なのですが、この責務の範囲や対象者、対象が変わることによって、交付金の算定の考え方は何か見直しがあるのでしょうか。

また、9 ページの一番下の米印のところなのですが、近隣の電気通信事業者は、円滑な提供に必要な協力をする義務を負うという記載がございますが、その協力の範囲など、具体的に決まっているものなのでしょうか。

【飯村事業政策課長】 御質問ありがとうございます。

1 点目の責務の見直しに伴って交付金の算定の考え方について見直すのかということについては、今回新しく最終保障提供責務というのを作ることによって、電話についてもそうですし、ブロードバンドについてもどのような形で交付金を作るのかということについては、かなり詳細な検討を加えた上で決めることが必要だと考えており、今成立して公布していますけど、2 年後に施行ということで、これから2 年かけて具体的にその算定ルールを決めていくことになっています。ただ、基本的には、やはり国民負担が拡大すること

はよろしくないことである一方で、NTT側は今まで負担してきた部分について拡大するのは困ると思うので、そういった事業者の負担と国民負担というもののバランスを取った形で、具体の検討について2年かけて行っていくという状況でございます。

2点目の協力する範囲の部分について、これについては決まっていないというのが御回答になります。ただ、例えば先ほど申し上げたように、他人の局舎を借りるコロケーションであったり、他人が持っている設備を借りにいくとか、あるいはさっきのモバイル網固定電話であれば、ここの地域に基地局を建てて欲しいといった、いろいろな形で最も効率的にやる方法で事業者が考えることになります。そのときに、協力を求める事業者からしてみたら、通常の範囲内でできることであればいいのですが、そうでなければ難しいとなり、最終保障提供責務を履行する場面場面で、その設備の状況や地域の状況は異なると思いますので、「ここではこれをお願いしたい」や、「ここではこれだ」ということがかなりバリエーション豊かになる可能性があります。ただ、先ほど申し上げたように、場所や設備を借りたりすることがメインになるのではないかと考えています。

【田村委員長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。小塚委員、どうぞ。

【小塚委員】 小塚です。今日はありがとうございました。

非常にテクニカルな話と、非常に政策的な大きな話をお聞きいたします。まず、テクニカルな話については、業務範囲規制との関連で担保された公正競争の条件のところ、グループ内の事業者との合併について、登録の更新のところでチェックをするとおっしゃっていたのですが、これは何のところなのでしょうかとということ。これはそもそも既存の制度があるところで、それに合わせたということかもしれませんが。それと、NTT法はNTTについての一社の会社法でもあるので、直接合併について国の承認を要するとも書けるところを、あえてこの登録の更新のところでチェックするという形になっているのはなぜでしょうかという御質問です。

それから、他方で、インフラシェアリング事業のところで、当委員会でも視察をしたところなのですが、これについて通信事業者ではないけれども、公益事業特権を今回付与したということですが、逆に通信事業者と同じように、例えば外資規制とか経済安保みたいな話も問題になってくるのではないかと思いますのですが、そのあたりはどういうふうに担保されているのか。

【飯村事業政策課長】 御質問ありがとうございます。

1点目のグループ内合併について、登録の部分については、電気通信事業の登録ということで、参入規制に関する事業登録の更新ということになります。NTT法云々については、この登録の更新制そのものが、現行制度もありますが、建付けとしては、今、固定通信市場で50%以上のシェアを持っている一種指定事業者と、モバイル市場で10%以上のシェアを持っている二種指定事業者、こういった方については一定の市場シェア力があるという中で、そういった事業者が他の大規模事業者を吸収して競争単位が縮小すると、競争上への一定の影響が生ずるのではないかという観点がございます。そこで、NTTという特定の事業者に対する規制というよりは、そういった一定のシェアを持った方に対する競争上の規律ということになっていきますので、電気通信事業法で措置しているものです。

2点目のインフラシェアリング事業者に対する外資規制の部分については、色々御指摘、御議論があったのですが、現行制度上は外為法において、まずは個別投資についてチェックすることが基本になっています。加えて、NTTにあるような外資総量規制、3分の1以上云々ということについては、モバイル事業にもそういうのが必要ではないのかという議論があったのですが、一番分かりやすく申し上げますと、WTO協定で、既に電気通信市場を自由化していて、留保されているものがNTTの外資規制だけという状況にあり、国際約束を変えにくくするための様々なハードル等も含めて大きいだろうという中では、まず外為法を適切に運用する中で、外資に関する影響力について排除した上で、今後も引き続き検討という形で整理されているという状況です。

【小塚委員】 分かりました。ありがとうございます。

【田村委員長】 ありがとうございます。ほかに御質問等ございますでしょうか。

特に他の御質問がなければ、こちらで質疑を終えたいと思います。飯村課長におかれましては、本日は誠にありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

【田村委員長】 以上で公開の議事は終了ということになります。傍聴者の皆様は御退出をお願いします。

(3) 議題：あっせん申請の受理について【非公開】

(内容について非公開)

(4) 閉会

【田村委員長】 本日の議題は以上でございます。委員あるいは特別委員の皆様からほかに何かございますでしょうか。

特にないようでございますので、最後に事務局から何かございますか。

【小原参事官】 本日はお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。次回の委員会の日程等につきましては、別途御連絡しますので、よろしくお願いします。以上です。

【田村委員長】 それでは、以上をもちまして本日の委員会を閉会とします。本日はお忙しい中本当にありがとうございました。

— 了 —